# 令和4年度第3回 新潟市子どもの権利推進委員会 会議概要

開催日時	令和5年1月27日(金)午後1時30分~3時15分
会場	白山会館 2階 胡蝶
出席委員	間委員、石井委員、遠藤委員、太田委員、郷委員、佐々木委員、 高橋委員、中島委員、原田委員、保苅委員、本田委員、吉川委員、渡辺委員 (出席13名、欠席1名)
事務局 関係課 出席者	こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、 保育課長、学校支援課長、福祉総務課長、障がい福祉課長、 雇用・新潟暮らし推進課長、こころの相談センター所長 他 各課 担当者
傍聴者	2名
内容	【議事】 (1)子ども条例に係る周知・啓発の取組について 資料1 子ども条例に係る周知・啓発の取組(令和4年11月以降) ○事務局より、資料1に基づき説明を行いました。 ○委員からは、次の意見がありました。  (高橋会長) ご説明ありがとうございました。ユーチューブの視聴回数3万4千回というのが多いのか少ないのか、私は事情に明るくなくて分からないのですが、ただいまのご説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
	(太田委員) 質問等ではなくて、いちばん最後にいただいた白根中の生徒会の皆さんが、白根小学校で授業を行ったということで、私が白根小学校の校長先生を知っていて、この件について少し伺ってきました。 中学生の生徒会の皆さんが、本当に主体的にこの権利のことを学んで6年生に話す。6年生にもすごく分かりやすい言葉を使って話してくれたので、子どもたちは、とてもよく分かったのではないかとおっしゃっていました。このいじめ見逃しゼロスクールという取組の中で、これまでにないすごく良い取組になったと、感想を聞いてきました。報告です。
	ありがとうございました。ほかにご意見があれば、積極的にご発言いただければと思います。

ただ今、太田さんからお話があった白根第一中学の取組に関して、人がその物事をいちばん深く理解できるのは、どういうときかというと、アンリ・ファーブルの事例などでもあるようですが、要するに自分が理解したことを人に教え、その教えた人が理解できたというときに、教えた方は初めて本質的なところまで理解が深まるのではないかと思います。

白根一中の皆さんの取組は、大変すばらしいものではないかなと感心いたしました。

また、ご説明のあった各種周知・啓発の取組について、後ほど思いついたことがあれば、後の時間でご発言いただいても結構でございますので、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

引き続き、議事(2)「おとな向けアンケートの結果概要について」、お願いいたします。

### (2) おとな向けアンケートの結果概要について

資料2 おとな向けアンケートの結果概要

- ○事務局より、資料2に基づき説明を行いました。
- ○委員からは、次の意見・質問がありました。

# (高橋会長)

ご説明ありがとうございました。このおとな向けアンケートの結果について、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

今ほどの説明から、いわゆる子ども条例の認知度合いということで、割合が、他のさまざまな施策に関する初年度の結果と比べると、随分高いのではないかというお話だったのですが、これはやはり高いのでしょうか。

#### (事務局)

そうですね、高いのではないかなと認識しておりまして、他の条例が施行された際の認知度調査では、初年度の周知をいろいろやられていたのですけれども20パーセントはいっていなかったのではないかなと記憶しております。

こういったイベント等でアンケートをしているということで、その場で「知っている」とか「聞いたことがある」という回答をされた方もそれなりにはいると思うのですが、フリーペーパーの assh 等、他のツールではフラットで聞いていますので、それを差し引いても初年度で5割を超えたというのは驚きだなという印象でございます。

#### (高橋会長)

ありがとうございました。

若干、回答にバイアスがかかっている可能性はあるということではありますが、数値としては高い数値で出ているのではないかというお話でした。

他にご質問等いかがでしょうか。

### (郷委員)

おとな向けアンケートの結果を見て、男女比がやはり男性が2割、女性が 8割ということです。

いろいろ男性も関わる機会での周知ということで、子どもと関わる機会は 多いですが、地域で関わっているボランティアの方などにも男性が多くなっ てきています。

ですので、次にアンケートを取るときは、男性もたくさんいるような場所で取っていただくといいのではないかなと感じました。

#### (高橋会長)

ありがとうございました。確かにバランスが取れていないなというところはありますので、また次回、このようなアンケートをされる際にはぜひ意見を参考にしていただければと思います。

男性のアンケートとして、具体的に何かありますでしょうか。

#### (郷委員)

意見を言っておきながら、どのような機会があると言われると、ちょっと 思いつかないのですけれども、どうしても親子向けのイベント会場はお母さ んが多かったり、女性が多かったりします。

そういったところにはなかなか男性は行かないのかなと思いますけれども、条例を知っているかを問うためのアンケートというものは、より自然に、例えば選挙会場の出口みたいなところで聞くとか、やはりみんな行くような場所で一回取ってみるというのもいいのではないかなと思いました。

### (高橋会長)

ありがとうございました。無茶な振り方をして申し訳ございませんでした。

昨年の第2回で子どもを対象とした一部の学校の生徒さんを対象としたアンケート調査、Web回答でありますが、あれがほぼ悉皆(しっかい)というか、ほぼ全員から回答をいただいたというところから比べると、やはりなかなかおとな向けアンケートのところでは難しいかなと思っております。

恐らく市としても、全体として定期的にアンケート調査によって市民の意向を確認することもおありかと思いますので、そういう機会に子ども条例についての意識を少し確認されるということも一つの方法ではないかと思いました。

皆さんのから何かご意見・ご質問はありますか。

# (保苅委員)

今ほど会長さんからバイアスがかかっているというお話があったと思いますけれども、確かにこの実地方法でイベントに参加する、ましてやフリーペーパーassh とかインスタグラムから自分でやる人というのは、ご自身がすごく教育に熱心だったり、そういったことに興味があったりする人が多く、自然に参加するということで、よく知っているという人も多いのではないかなと思うのです。

なので、先ほど郷さんがおっしゃったように、男性だけではなく、お父さんもそうだと思うのですけれども、学校に行ってPTAなどを見ると、PTAの行事に参加する人って必ず一生懸命な人で、参加しない人の方が多くて、ということもあろうと思うのです。

本当にアンケートって難しいとは思うのですけれども、そういったいろい ろな人たちのご意見がもっと反映されるようなアンケートの方法、実施の方 法というか、そういうことが必要なのかなと、この結果を見て思いました。

### (高橋会長)

保苅さん、大変ありがとうございました。その辺のところも今後の作業の 中で留意していく必要がある部分だろうなと感じました。

いかがでしょうか、先に進めさせていただいて、またこのアンケートに関しても途中で思いついて、ご意見がありましたらあとでも結構だと思います。

太田さん、どうぞ。

#### (太田委員)

7番の問いの「あなたはお子さんの考えや意見を理解し、尊重していると思いますか」という回答の 5.5 パーセントが「尊重していると思わない」、「あまりそう思わない」のうち、この 5.5 パーセントの属性が分かるのかどうか。男性なのか女性なのか、その割合はどうなのか。

あるいは、そのことがこの条例にも掲げている対応、そういった子どもの 危機的な状況を、そこまでは聞いていないと思いますが、そういったところ にいくのが、女性が多いのかとか、そのようないろいろなことを想像してし まいました。

#### (高橋会長)

事務局のほうで何かありますか。

#### (事務局)

ありがとうございます。

ここのクロス集計がまだできていなくて、男性が多いのか女性が多いの か。全体では女性が8割の回答者になっていますので、フラットに考えれば 女性が多いのだろうとは思うのですけれども、そこはまだ分析ができていな いというのが現状でございます。

さらにクロス集計等をやっていくと、他の回答ともあわせて、いろいろなものが見えてくるかもしれません。現段階では、「尊重していない」というおとなも一定数いるのだなということが把握できたというところです。

### (高橋会長)

ありがとうございました。 太田さん、よろしいでしょうか。

# (太田委員)

はい。

#### (高橋会長)

ほかにご意見がないようであれば、先に進めさせていただきたいと思います。

本日の恐らくメインは、この答申案についてということかと思っています。

答申案についてご承知かと思いますが、事務局から部会の設置などの経 緯、事実関係ということで説明をしていただこうと思っております。

よろしくお願いいたします。

### (3) 答申案について

資料3-1 新潟市子どもの権利推進委員会 部会の設置について

資料3-2 子どもの権利推進計画(仮称)に係る答申書(案)

- ○事務局より、資料3-1及び資料3-2に基づき説明を行いました。
- ○委員からは、次の意見・質問がありました。

#### (高橋会長)

ありがとうございました。往々にしてこういう公式な諮問に対する委員会の答申というものが、少し行政の作文的なことになりがちであるということもあるのでありますけれども、今回のこの答申に関しましては、皆さんそれぞれの部会でご議論いただき、部会長である太田さん、石井さん、中島さんのそれぞれが皆さんの意見をできるだけ網羅的に記述するということで、この原案を作成いただきました。

それに対して、私のほうで若干手は入れさせていただきましたけれども、 ほぼそれぞれの部会長さんの取りまとめた答申そのものが、今皆さんのお手 元に配付されているとご理解いただくのがよろしいのかなと思います。

ついては、太田さん、石井さん、中島さんから取りまとめにあたっての感想でも結構ですし、こういった視点で取りまとめたということでも結構で

す。

こんな苦労をしたということでも結構ですので、太田さん、石井さん、中島さんの順でご発言いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

### (太田委員)

太田です。私たちは普及・啓発及び学習・研修の部会でした。

まずはそれぞれがどのようなことをすれば研修あるいは、権利のことを理解してもらえるのかということで、本当にそれぞれがそれぞれの立場で話し合いました。

ここでこのような研修ができるのではないか、ここでこのことをやりたいということなど、たくさんの意見を出していただいて、それを私がまとめるというような形でした。

最初に共有したことは、子どもにももちろん権利はある。だけれども義務というのはそこにはなくて、義務は私たちおとなが子どもの権利が守られるような、こういった社会を作っていくことということが大前提にある。

それではどのようにしていくのかということを、いろいろなアイデアを出していただいて取りまとめました。

会議が不慣れであったり、皆さんへご連絡がうまくいかなかったり、いろいろありましたけれども、時間いっぱい、いろいろな意見が出て、それを取りまとめた形になりました。

子どもが知ること、そしてそれをおとなが理解すること、このことで誰一人取り残さない、最後に話し合ったのは学校や保育園、幼稚園、そういったところにつながっていない、意見を拾ってもらえない子どもたちの意見をどう拾うのか、というようなことが最後の方で話し合われたことでした。

それぞれの立場に置かれた人たちごとに「あなたは大切な人だよ」ということが伝わるということが重要なのだなと思いました。

それと今やっている取組、先ほど発表していただいたような白根中学校での小学校への子どもの権利の学習、あのような取組はとても有効だったよねということで、この5年間の中で、毎年それぞれの区の代表校を変えて意見交換をしてもらって取り組んでいく。

先ほど会長がおっしゃったように、自分の学んだことを伝えて、相手が理解してくれる、そのことで自分たちの学びが深まるということであれば、そういったモデル事業のようなものを繰り返し行っていくことも、子ども自身が主体的に権利を学ぶということで効果があるよねと話し合っていました。

このように、とにかくいろいろなことを話し合って、ここにまとめたという感じです。

### (石井委員)

石井でございます。第2部会、相談・権利救済担当として部会長をさせて いただきました。 2回ほど会議させていただきまして、答申案ですと8ページから9ページ にかけて、部会の意見集約という結果になっております。

先ほどのおとな向けのアンケートの中でも、子どもの権利を守るために、 どのようなことが必要かというところで、いじめ、児童虐待などの予防、解 決策を充実させる、子どもの相談や支援体制を充実させるというお話が意見 として出ていました。こちらの部会の検討内容は、そこで言うところの解決 策、あるいは支援体制というところで位置づけられたと考えております。

まとめた内容をざっと説明させていただきますと、もともと子どもの権利 条約がございまして、そこでは児童の最善の利益であったり、意見聴取の機 会の確保が図られることが必要とされていたり、国連の子どもの権利委員会 の一般意見であったり、また新潟市の子ども条例においても、条文第 17 条 等で適切な救済を図る必要があることや、そのための措置を講じていくとい うことが明記されております。

そういった各種条約であったり、条例の理念、目的の達成であったり、そのためには実際に子どもの権利救済機関を設置することが必要ではないかというところが、この部会の肝ということになっております。

課題としていくつか挙げておりますが、子どもがおとなに比べて権利侵害を受けやすかったり、アクセスが難しいということで、おとなに比べて特別な注意を向けられなければならないという面であったり、現在も子どもの人権救済機能を持つ機関がございますが、それぞれ個々の支援に向けての範囲というところがある程度、制約を生み出している部分もあると。

子どもの人権救済の観点からは、必ずしも十分とは言い難いというところと、それぞれの各機関の機能を集約、あるいは連携、補完し合うといった機能や機関もないというところで、新たな権利擁護機関の設置が必要ではないかという話をさせていただいております。

また、実際に子どもの権利救済機関の設置ということになりますと、注意 すべき点がいくつかあるので挙げさせていただきました。それを遵守してい ただきたいというか、考慮していただきたいということで、ここで6つほど 9ページの辺りに書かせていただいております。

機関の独立性、公正・中立性を担保する必要がある、あるいは機能性、専門性の確保が必要である。もちろん人的な面、予算的な面も十分に確保する必要があるというところであったり、救済機関としての機能を行使するためには、行政の文書であったり、施設内の子どもにもアクセスできるような権限を付与していくという内容、逆に子どもからの相談のハードルを下げていく必要があるということで、容易にアクセスできるような措置を講ずるべきであると。

また、すでに他の自治体では実際に動いている救済機関がございますので、そういった救済機関の根拠規定等も参考にしつつ、必要な根拠規定を本市においても整備すべきという内容を記載させていただいております。

また、制度の設計、実施にあたっては、他の関係する外部の専門家や機関

との間でも積極的な意見交換、調整等を行って、制度の実現に向けた協力体制を構築すべきだという内容にさせていただいております。

第2部会の部会としては、以上になります。

### (中島委員)

中島です。私が担当した部会は、それぞれ各分野で子どもと携わっていらっしゃるみなさん、遠藤さん、本田さん、それから南さんです。

例えば本田さんは日々障がいのある子どもやご家族とのふれあいがあったりだとか、そうした人たちとの連携だったり、声を聞いているというご経験、また、遠藤さんは今まで地域で子どもたちの声を聞いたりとか、そういった活動をされていたり、南さんは中学校の先生ということで、学校ではこんなことができる、ここの授業では子どもの権利に関する意見を吸い上げるために、こんな取組みができるのではないかといったかたちで、それぞれのお立場、またはご経験から、まずはブレインストーミング的に本当に子どもが意見を言うためには、またそれを聞く社会になるにはどうしたらいいのかということを話し合うところから始めました。

気がついたことは、やはり私たちは子どもの意見は大切だということにおとながまず気づくこと、そういった視点を持つことも大切なのですけれども、子ども自身が自分の声が意思決定の過程に入るということ、それはやはりおとなが考える以上にすごく子どもたちにとって、よい意味でインパクトがあると。

おとなは結構よかれと思って、子どもの意見を聞いているつもりで物事を 進めたりするのですけれども、実際に子どもにちゃんと聞いて、その子ども の声をしっかりと受け止めて、それを活かすのか活かさないのか、それをま たフィードバックする、その過程やコミュニケーションの仕方は非常に大切 で、それこそ子どもの自己肯定感の実現、またはそれが上がるということに つながるということも、改めて私自身、皆さんのお話からすごく感じていま した。

また、高橋会長からもさまざまな機会に、こういった視点が必要だということを非常におっしゃっていただいたのですけれども、その中で、やはり子どもたちの意見を聞いたら聞きっぱなしではなくて、しっかりとそれをどう活かしたのか、どう活かされるのかということが大切だと。

私たちの話し合いの中で、こちらの答申に出された5つの柱、これが本当に大切だということで整理をしたうえで、まず1つ目が、そもそも子ども自身が自分の声、または自分が社会の一員であって、その声を発していいのだということを自覚するということ。

それを分かってもらうために実際に体験するような場が学校だったり地域だったりに必要ではないかということで、最初にまとめさせていただきました。

2つ目は、そういった子どもの声を聞くには、さあ言ってごらんと言って

も、すぐに子どもたちは言えなかったりするので、ファシリテーターの育成が必要なのではないかと。

そのファシリテーターというのは、すでに子どもと日頃から関わっている 先生だったりおとなだったり、そういう人のキャパシティビルディングとい うものが必要だし、新たに子どもの年齢に近い若者、特に大学生等そういっ た 18 歳以上の若い人たちを育てる、ときにはそれは子ども自身を育てても いいのかもしれないのですけれども、そういったファシリテーター役の人を 地域で育てることで、子どもが安心して発言しやすい、そういった地域づく りというものが必要なのではないかと思って、2つ目に掲げています。

3つ目は、実際に聞いた子どもの声というものが、どうやって活かされるのか。聞きっぱなしではなくて、学校や地域の現場でそういった機会を作っていくということです。

4つ目が非常に難しいと思ったテーマで、積極的に意見を言いたいという子、または言えるという子はどんどん言ってくれるかもしれないけれども、本当は言いたいけれどもなかなか言えない子の声こそ、拾っていかなければいけない。そこの難しさはすごくあるなと思いまして、これはまたこれからの課題だと思うのですけれども、声をなかなか発することができない子どもたちの声を聞きにいく、という仕組みも必要なのではないかということを個人的には思いました。

最後5つ目は、集めた子どもたちの声へのフォードバックです。子供の意見がどのように活かされたのかということを説明して、子どもを尊重した形で子どもの声を活かしていくという、その仕組みづくりというのができればいいなと思いまして、皆さんのご意見をまとめました。

高橋会長にはさまざまな補足やご意見を出していただいて、すごくきれい にまとめていただいて本当にありがとうございました。

#### (高橋会長)

太田さん、石井さん、中島さん、大変ありがとうございました。それぞれ 取りまとめていただいた部会長からお話しいただいたわけであります。

先ほど事務局からのお話にもありましたとおり、この答申案については事前に、皆さんに配付させていただいて、ご意見・ご質問があれば、ということで意見を聴取する機会も設けておりますので、もしかすると特に今さらご意見はないというお話なのかもしれません。

もしここで追加的に何かご意見、あるいはこういう感想を持ったというご 意見でも結構だと思います。そういうご意見があったら積極的にご発言くだ さい。

≪意見等なし≫

最後のところで、時間の余裕ができたら全体をとおしての質疑の時間も設けたいと思いますので、それまでに思いついたことがあったらメモしていただいて、あとでご質問・ご意見をお願いしたいと思っています。

また、そこで新たにご意見が出た場合の対応、答申案への書き込み状況というような話になってくるかと思いますが、そのあたりにつきましては、大変申し訳ございませんが、先ほどお話があったように来週、市長にこの答申案を提出するという予定にもなっておりますので、私にご一任をいただくということでよろしいですか。

### ≪異議なし≫

では、それで進めさせていただきたいと思います。

引き続き、議事(4)「子どもの権利推進計画(仮称)案について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

### (4) 子どもの権利推進計画(仮称)案について

資料4 子どもの権利推進計画(仮称)(案)

- ○事務局より、資料4に基づき説明を行いました。
- ○委員からは、次の意見・質問がありました。

#### (高橋会長)

ありがとうございました。「新潟市子どもの権利推進計画(仮称)」という 名称から仮称を取って、「新潟市子どもの権利推進計画」という名称で、こ の計画を完成させていきたいと。

ただし、ここに書かれている内容に関しては、まだ作成途中、調整中ということ、それは新潟市市役所の内部それぞれ関係課との調整というものもありますし、当然議会のご意見もあるかと思います。

さらにパブリックコメント等で一般市民の方々からどのようなご意見を いただくかということもあるかと思います。

そういったことをすべて網羅したうえで、最終的には「新潟市子どもの権利推進計画」という形で、市民の皆様にお示しをするという予定だということであります。

恐らく皆さんからここに書かれている内容、あるいは書きぶり、そのほかについて、いろいろご意見・ご質問等があるかと思いますので、自由闊達に思いついた方から挙手いただいてご発言いただければと思っています。

よろしくお願いいたします。

#### (佐々木委員)

一つだけあるのですが、救済に関して、相談というのは、誰でもイメージがわきやすいかと思うのですけれども、救済のイメージがわかなくて。

子どもの権利が侵害されるような思いつくパターンが2パターンくらい、誰でも思いつくようなパターンで、虐待ですとかいじめ等があったときに、虐待は児童相談所があると思うのですけれども、難しいのはいじめのほうだと思っています。

どのように救済していくのかなということが多分、ほぼ不可能に近いかなと個人的には思っているのです。先生方の現状は昔と今とでは違うとは思うのですけれども、学校等でも教職課程からのいじめを見たときにどうしますか、みたいな授業があったときに、それを理解してしっかりとした正解を出せる人というのはいないと思うのですけれども、虐待であれば児童相談所、いじめがあったときにどういうふうに救済していくのかなというのが疑問でした。

### (高橋会長)

佐々木さん、ありがとうございました。

相談とか救済というようなものが並んでいると、救済のほうに関しては具体的に児童虐待であれば児童相談所が中心になってということはあり得るのだろうけれども、いじめについて、どういうふうに救済されていくのか。

もっと具体的に言えば、いじめられた子ども、当事者がどのような形で救済されていくのかという部分について、具体的なイメージがなかなかわかないというご意見だったかと思うのです。

これに関して、恐らく事務局のほうでもどなたかご意見があるかと思いますし、委員の中では恐らく石井さんのほうから何かあるかと思いますので、まずは事務局のほうから何かあったらご発言いただけますでしょうか。

#### (事務局)

こども政策課ですが、具体的なイメージという部分については、私どもも 現状では手探りではあるのですけれども、児童虐待に関しましては児童相談 所が対応しますし、いじめの問題であれば教育委員会の方で、いじめの相談 窓口ですとか、各学校での対応、いじめ見逃しゼロスクールといった啓発の 取組みなどもある中で、やはり調整が難しい部分が出てくると思います。

いじめに関しましては、石井委員の答申の中でも書かれていたとおり、中立性を守って学校側と被害者と、そして加害児童、そこら辺をそれぞれのバランスを見ながら中立的に対応できるというような観点が権利の救済の機関では機能として必要ではないかという意見もいただいています。

そういったバランスをしっかりと保てるような第三者機関が、仲裁として 相談に乗って事案のそれぞれの部分を客観的に見て解決に導くというよう な取組みが、他都市の事例を踏まえると想定されているというところです。

### (高橋会長)

ありがとうございました。

それでは石井さんからも一言ご意見を。

### (石井委員)

いじめに関して、児童虐待というところも、直接的には児童相談所が対応 するというところでありますけれども、その児童虐待から派生する問題でい じめが起きたり、あるいはさまざまな権利侵害が生じたりしているというケ ースもあるので、そういったものを全部児相で対応できるかというと、なか なか人的な資源も限界もあるというところはあるかと思います。

また、答申案の中でも記載してはおりますが、機関の相互の連携というと ころを柔軟に図るというところの各機関の間で、それをつなぐ機関が今のと ころないというのが現状になっております。

新たな救済機関の設置によって、相互の機関、あるいは複数の機関の連携、 潤滑油のようなものになれば、より子どもの権利救済に資する場面というも のも多くなるのではないかと考えているというところではございます。

それから、いじめに関してのお話も少し出ておりましたが、いじめに関しては、答申案のところにも触れてはおりますけれども、いじめ防止対策推進法という法律ができております。

それに基づいて比較的中立を求められる第三者委員会等のいじめの再発 防止を目的に、事実の調査を行って軽減をするというような制度があること はあります。

ただ、結局それがいじめ防止対策推進法の枠内の制度ということになりますので、例えばいじめの重大事態、法律の 28 条にありますけれども、そういった重大事態に該当する場合に動き始めるということになると、逆にそういう該当しない場合はどこの誰がどうするのだというところが中立性、独立性を持った機関の存在も必要ということになるかと思います。

いじめの第三者委員会等ですと、やはり調査・提言が終わってからさらに 継続的に関わるというのもなかなか難しくなるというところで、新たな救済 機関の設置によって、継続的に管理が可能になるのではないかというところ は、他都市の事例等も含めて認識としては持っています。

先ほどのいじめ防止対策推進法の中では、いじめというのは人権侵害に至る、至らないはともなく、子ども同士を想定している当事者になるのですが、教員からの権利侵害であったり、あるいは学校関係者との間のトラブル等であったり、こういったことに関しては、中立・独立した機関というものが想定しにくいところもあると思います。

教育委員会もありますけれども、なかなか当事者からすると、独立・中立 と見なされない場合もあると思いますし、それはかえって紛争をこじらせて しまうケースもあるのではないかと。

そこで中立・公正性を担保した新たな機関を設けることで、学校側にとってもある程度、紛争解決に資するものになるでしょうし、子どもの側にとっても頼れる機関ができるというところで、解決に資するのではないかと考え

ているところでございます。

### (高橋会長)

石井さん、ありがとうございました。 それでは、佐々木さん、いかがでしょうか。

#### (佐々木委員)

独立した委員会というのは、あくまでも他の組織と並列なのですか。 何というか、ある程度、こうしてくださいみたいなことを言う側である以上、多少、上に立っていると、個人的には思うのですけれども、そういった イメージでよろしいのでしょうか。

#### (高橋会長)

私が勝手にお答えしていいかどうか分からないのですけれども、答申の中で言っている救済機関というのは、今、佐々木さんがおっしゃられたように、例えば教育委員会というのはやはりそれぞれ身内である学校におもねる可能性というのを、どうしたって排除できないわけですよね。

あるいは、例えば虐待の部分であっても児童相談所は里親さんにおもねる かもしれない。

そういう意味では、完全に独立して、自主的に判断ができる機関であるのかどうかというところを佐々木さんが確認をしたいということだろうと私は理解したのでありますが、答申案で提起している、いわゆる検討をするように促している仲裁機関はおっしゃるとおり、独立した中立の機関というところがいちばん大きいというふうに私は考えています。

何か皆さん、補足等はございませんか。

#### (中島委員)

世田谷区の事例を聞いてすごく理解できたのですけれども、私が所属するフリー・ザ・チルドレンという団体は、世田谷区に事務所があります。

私たちも加害者、子どもに知らず知らずに、もしかしたら人権侵害をする場合もある。例えばスタッフが不適切な体系で子どもに対応する場合もあるなと思うのですね。

そういうときに、世田谷区には「せたホッと」という人権救済機関があります。世田谷区も条例を作っていて、その条例の中でできたのですけれども、例えばフリー・ザ・チルドレンの子どものメンバーが、「スタッフから、こんな嫌がらせを受けました」といったときに、当然私たちフリー・ザ・チルドレンのスタッフに言うと、もしかしたらもみ消そうとするかもしませんし、うまく調査できない可能性もある。

または、私たちもそんなことを、そんなふうに思われているって知らなかった、どうしたらいいのだろうと相談することもできる。

とにかくさまざまな行政だったり学校だったりNPOだったり、いろいろな機関があると思うのですけれども、そこに属さず、中立で独立した機関だから、私たちも相談して仲裁に入っていただいて調査して解決することもできる。

特に多いのは学校だと思うのですけれども、いじめの加害者と言われる子と、被害者と言われる子がいる場合、本当はどっちもどっち、よく分からない、お互いすごく同じくらい加害者も被害者だと思っている可能性もあったりする場合があります。

そこに学校が入ろうとすると、なかなかうまくいかないので、そういった 仲裁、俯瞰して見られる人が入ることで、このようなケースをうまく解決し たという事例は、いくつか聞いたことがあります。

そうすると、学校の先生はすごく楽になるかなと思いますし、とにかく教育機関や教育委員会、行政に独立しているわけだから、よかれと思って、そういうどちらかの機関に肩入れすることもなく、本当に子どもに寄り添って仲裁して、何があったのかということを客観的に見てくれて、紛争解決をしてくれる。その結果として被害者の救済につながるのではないかなと思いました。

# (高橋会長)

中島さん、大変ありがとうございました。 佐々木さん、そんなところでよろしいですか。

### (佐々木委員)

はい。

#### (高橋会長)

ありがとうございます。皆さん、ほかにありますでしょうか。

別に救済機関というところに限った話ではございませんので、推進計画そのもの、あるいは内容の細かい部分でも結構だと思います。

あるいは、ここはよく分からないから教えてほしいというものでも、まったく構いませんのでいかがでしょうか。

### (佐々木委員)

先ほどの質問と若干の関連があるのかもしれないのですが、私がいた部会 以外の部分です。私がいた部会は皆さんと意見交換しているので分かったつ もりなのですが、お伺いしたのは、子どもが市政に参加することについて。

私も部会の前にいろいろ勉強して、それも大事だなと思ったのですが、いろいろな事例や文献を読んだりして、川崎市の事例ですとか、すごくアバウトに聞くと、子どもがどのようにして参加するのかなということですね。

例えば学校経由なのか。先ほどの関連の部分で言うと、学校経由ですと先

生からの声かけ、つまり先生が「この子なら」みたいな、先生の選択バイアスが入る可能性もありますし、どういう手段があるのかなというふうな疑問です。

#### (高橋会長)

佐々木さん、ありがとうございました。

佐々木さんが確認したいのは、子ども自身が市政に参加していくということを、どのようにして担保していくのかというところが、具体的に見えないなというところなのかなと私は理解したのですが。

佐々木さん、そういう理解でよろしいでしょうか。

### (佐々木委員)

例えば、子どもが主体となる委員会みたいなものは作るべきだと私も思う のですが、それに参加する子どもをどのように募集していくのかなというこ とです。

### (高橋会長)

ありがとうございました。

例えば行政上のさまざまなものを決定していくというときに、今まで子ど もの声ってあまり重要視してこなかったよねと。

まったくそこに触れるということはなかったけれども、今後、いろいろな機会で子ども自身がその施策であるとか、何か建物を作るとか、そういう具体的なことでもいいと思いますが、そういうものに対して、子どもはどういうふうに考えているのだろうという声を聞くと。

そういう場合、どのように参加してもらうのがよろしいでしょうか。 それについては、皆さんの方からいかがでしょうか。

### (中島委員)

社会参加など子どもが意見表明するときに、私たちもどうやって子どもが、その子どもたちの誰が代表だと決めるのだと。誰も決められないとなりますよね。

だからといって、すべての子どもたちに一堂に会してもらうということはできないので、そこは本当におっしゃるとおり、すごく難しいことだと思っています。

逆にどうしたらよいのかお伺いしたいところもあるのですけれども、よく ある事例としては、公募ですよね。その公募の中で、あまり偏りがないよう に、もし人数を限って選ばなければいけないのだったら地域や学年、バック グラウンド等で、さまざまな多様な子たちが集まるようにする。

もし、こうして募集して蓋を開けてみたら小学生と中学生しかいなかった ら高校にも声をかけるとか、または社会的養護の子たちにも入ってほしいか ら、あえてこちらから声をかけるとか、様々なやり方があると思うのです。 やはり市や会議によって、どのような内容かによると思うのですけれど も、多様な子どもたちが集まる工夫とか公募の仕方というのは、本当に集め る側の責任等もあると思うので、そこは本当に難しいと思っています。

# (高橋会長)

中島さん、ありがとうございました。

佐々木さん、そういう大変難しいということが皆さんの共通理解の中には あるのだろうと思います。

そこをどうやっていくのかということを、みんなで一緒に考えていくというところかと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

#### (中島委員)

新潟市子どもの権利推進計画の 42 ページのところで、ファシリテーターの説明が、「ファシリテーター」となっている前に書いてあって、私もこの間、この言葉の定義が、実は人によって曖昧なのだなということを初めて知ったことがありました。

大学生と話していたときに、その大学生は「ファシリテーターってワークショップをする人なのでしょう」って思っている人がいて、ああそういうふうに捉えるのかと。

それも間違いではないけれども、でもちょっと違うなとか、横文字でまだ一般的には浸透していない言葉だと思うので、この計画では「子どもの意見を受け止める」と書いてあるのですけれども、「子どもの権利を理解し、子どもの意見を受け止める、いわば"ファシリテーター"」というふうに修飾語がかかっている。

この中に私が大切だなと思うのは、子どもの意見を引き出すことだと思っています。受け止めるのは当然なのですけれども、子どもが安心して意見を言えるようにする人というのが、子どもの意見表明権や社会参加のなかで重要視されることかなと思うのです。

答申の中では促進と書いてあるのですが、もし書くのであれば、「子どもの意見を引き出して受け止める」ということを入れたほうがより正確に伝わるかなと思いました。

# (高橋会長)

中島さん、ありがとうございました。これについて事務局、いかがでしょうか。

### (事務局)

ご意見ありがとうございます。

文章が整理できていない部分が多少ありまして、申し訳ございません。 今のファシリテーターという用語について、子どもの意見を引き出すこと は非常に重要なことだと思いますので、その辺りを踏まえて文章を修正させ ていただきたいと思います。ありがとうございます。

### (高橋会長)

言葉の定義というのは、なかなか難しいところがあって、ファシリテーターについては今、お話があったように引き出すというか、そういった部分が非常に大きいのだろうと思っています。

これは実は部会のオンライン会議の場でも話をしたところでありますが、 例えば先ほど救済に対する独立した中立の組織、あるいはそういう人という 説明がありました。

一般的にはオンブズマンと言われていることも多いのでありますが、オンブズマンは例えばいじめられていると訴えた子どもも、いじめをしているというふうに指し示された子どもも、あるいは学校であるとか教育委員会、そういうものからすべて独立した中立的、客観的な立場から調整活動を進めていくのがオンブズマンというものの役割になるかと思います。

もう一つ、こういう子どもの権利のところでよく出てくる言葉としては、 子どもアドボカシー、あるいは子どもアドボケイトという言葉が出てくるか と思います。

この子どもアドボカシーを行う人としての子どもアドボケイトは、これは オンブズマンとまったく異なって、その当該の子どもの意見がすべてなので す。

それが客観的におとなの常識で考えて、おかしなことであっても不当な要求であっても、その子どもが望むことを代弁していくのがアドボカシー、アドボケイトという仕組みである、と私は理解しているのであります。

そのように考えてくると、オンブズマンとアドボケイトは違うし、またオンブズマンとアドボケイトとファシリテーターというのも、また全然意味が異なってくるということで、その辺については計画の中で、用語集になるのかどうか分かりませんが、整理ができるようであれば進めていただければというのが私の意見です。

皆さんのご意見があれば、どうぞ積極的にご発言ください。

もし議事が早く進むようであれば、事務局に確認しますけれども、予定より早めに終わるということでも問題ないのですよね。よろしいですか。

それでは、推進計画に関して、意見をお願いしたところでありますが、今、 推進計画だけではなくて、最初からをとおして皆さんの説明、あるいは皆さ んのご発言を聞いて、こういうところが再度疑問としてあがってきたとか、 ここはこう考えるといいのではないかとかというご意見も含めて、全部をと おしてのご意見・ご質問をお受けしたいと思います。

おありになりましたら積極的にご発言ください。

### (郷委員)

お聞きしたいというか、私の中で違和感がある文言の使い方なのですけれども、例えば 46 ページのいちばん上に「I-6、学校や地域活動における子どもとおとなへの周知」という項目がある一つ目の丸の中に「コミュニティスクールや地域教育コーディネーター、青少年育成協議会、子ども食堂など地域における」云々と書いてあります。

コミュニティスクールというのは、そういった取組みの学校の活動の場、 育成協議会、子ども食堂もみんな活動の場なのですけれども、「地域教育コ ーディネーター」という文言が入っているのがどうなのかと。

これは個人というか、職名で入っているので、こういったところの並びに入れるのではなくて、もしかしたら地域教育コーディネーターという名称はI-4の「子どもとかかわる職員等の研修を通じた」というところで「教職員、保育士」云々の中に地域教育コーディネーターが入ったほうが適切かなと思いました。

そして、同じような文章が 50 ページのところにもあって、二つ目の丸の 活動名と地域教育コーディネーターが一緒に入っていることに違和感があ ったなと思いまして、記載する場所が変えた方がいいのかなと感じたことが 1点。

それからもう一つ教えていただきたいのは、この子どもの権利推進計画の冊子の中で、「おとな」という表記が大きい人と漢字で書いてある表記と、平仮名で書いてある表記と混在して文章ができているのですが、これは意味があることなのでしょうか。

できたら子どもの権利に関係するところなので、すべて平仮名表記の方が、見ていて気持ちがいいかなと思いました。感想でした。

#### (高橋会長)

郷さん、大変ありがとうございました。地域教育コーディネーターの定義と位置づけをよく考えると、出てくる場所が違うのではないかというのが 1 占

もう一つは、私もこれは気になっておりました。「おとな」の表記が漢字 表記なのか平仮名表記なのか。

どちらにせよ、これは統一した方がいいのではないかというご意見であったかと思います。これはどうですか、事務局のほうで答えられますか。

#### (事務局)

ありがとうございます。地域教育コーディネーターの部分、ここは確かに 人だと思います。場と人が混在していたので、ご指摘のとおりだと思います ので、ここは改めて確認をしたうえで修正させていただきたいと思います。

もう1点の「おとな」が漢字の「大人」と平仮名の「おとな」が混在して

いる部分ですけれども、基本的には平仮名のおとなというもので、今まで書いていたところです。

ところどころテキストの変換で漢字の「大人」が残っているところがある かと思いますので、その辺りもう一度確認して修正したいと思います。

ただ法令の文章や、法令で使われている用語の部分は、それに則ったほうがよろしいかと思いますので、原則、平仮名の「おとな」で文章は作っていきたいと思います。すみませんがよろしくお願いします。

### (高橋会長)

ありがとうございました。 郷さん、それでよろしいでしょうか。

#### (郷委員)

はい。

#### (高橋会長)

全体をとおして、皆さんいかがでしょうか。

恐らく今年度、これが最後の委員会になるかと思いますので、思いの丈を ぶつけるということでも結構だと思いますので、おありになるようであれば ご発言いただきたいのですが。

先ほどもお話ししましたとおり、まず一般的な行政が設置する検討会等では用いないような、いわゆる委員の発案によって部会が設置され、その部会を委員が自主的に開催して、この答申案まで作ったという、大変私としても本来、こうあるべきだろうなという運営がなされてきた会議だと思っております。

今日の会議で答申案等に対してそれほどご質問が少ないのは、もう皆さんがそれぞれすでに関わっていらっしゃるからということで、私は受け止めております。

そういったことで、大変拙い司会で申し訳なかったのではありますが、ほ かにご意見がないようであれば事務局に進行をお返しいたします。

よろしくお願いします。

#### (事務局)

高橋会長、委員の皆様、長時間に渡りまして大変ありがとうございました。